

# 高知大学研究拠点規則

平成 20 年 3 月 26 日  
規則 第 67 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学教育研究部規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、高知大学研究拠点（以下「研究拠点」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 研究拠点は、高知大学の学術研究の水準向上及び強化につながる重点的研究領域、地域の要請の強い研究領域に特化した研究を展開する時限的な研究プロジェクト（以下「研究拠点プロジェクト」という。）を推進することを目的とする。

(組織)

第 3 条 研究拠点は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究拠点責任者
- (2) 副学長
- (3) 研究拠点プロジェクト参画者
- (4) その他研究拠点責任者が必要と認めた者

(研究拠点責任者)

第 4 条 研究拠点に研究拠点責任者を置き、理事（研究・医療・評価・IR担当）をもって充てる。

2 研究拠点責任者は、研究拠点の運営を統括する。

(研究拠点プロジェクト)

第 5 条 研究拠点プロジェクトは、学内公募を行い、審査、採択するものとし、いずれの学系に所属する教員も参画することができる。

2 研究拠点プロジェクトの公募等については、別に定める。

(研究拠点プロジェクトリーダー)

第 6 条 各研究拠点プロジェクトに、それぞれ研究拠点プロジェクトリーダーを置き、当該研究拠点プロジェクトの代表者をもって充てる。

2 研究拠点プロジェクトリーダーは、当該研究拠点プロジェクトの参画者をとりまとめ、当該研究拠点プロジェクトの遂行に関して責任をもつものとする。

(研究拠点会議)

第7条 研究拠点に、研究拠点会議を置く。

2 研究拠点会議については、別に定める。

(事務)

第8条 研究拠点の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、研究拠点に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。